

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年8月21日認可した。

平成29年9月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
香川県三郎池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）下池南地区
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）青木地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）竹元地区